

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る平成28年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成28年1月19日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名 平成28年度馬事公苑界わいまちの魅力向上構想作成委託

(2) 事業の目的

馬事公苑は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）において馬術競技会場となる。東京2020大会期間、プレ大会及び事前キャンプ等では、海外からの来訪者も含め、多くの人々が区内に訪れることが予想される。そこで、その周辺について、総合的にまちの魅力の向上を目指した構想の作成を行う。

大会を通じて区民及び来場者がまちの魅力を共有でき、大会後にもレガシーが残る界わいとして、快適で住みやすい持続可能なまちを目指すものとする。

(3) 業務内容（案）

1) 基礎調査

上位計画等

交通関係

周辺施設等

まちづくり関係

2) 東京2020大会のレガシーを活かす界わいとするための検討

大会計画に関わる与条件の整理

案内・誘導経路計画の検討

整備及びデザイン等の方針の検討

3) 「馬事公苑界わい」まちの魅力向上構想（案）の取りまとめ

4) 調整会議及び各種打合せ等の運営支援

5) 報告書の作成

(4) 履行期間

平成28年4月中旬から平成29年3月28日まで（予定）

2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと
- (3) 東京電子自治体共同運営における格付けにおいて、営業種目「都市計画・交通関係調査業務（取扱品目：地域・地区計画）」A～C以上を有していること
- (4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (6) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 基本事項（提出書類の適正）
- (2) 技術者実績等（技術者資格、実務実績、地域精通度、担当効果）
- (3) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (4) 特定テーマに対する提案（課題認識の的確性、説得力、実現性、創意工夫等）
- (5) 業務実施方針（業務内容の理解、工程計画との整合性、担当効果）
- (6) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (7) ヒアリング（専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）
- (8) 参考見積の妥当性

5. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区都市整備部都市デザイン課（担当：岡寄、大島）

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話：03-5432-2038 / FAX：03-5432-3023

E-mail：SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成28年1月19日（火）～平成28年2月1日（月）

2) 交付場所及び方法

世田谷区ホームページより閲覧、ダウンロード

[トップページ](#) [くらしのガイド](#) [都市デザイン](#)

上記(1)にて窓口配布（土日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成 2 8 年 2 月 1 日 (月) 午後 5 時まで (必着)

2) 場 所：上記 (1)

3) 方 法：持参または郵送 (宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

(4) 提案書の提出日、提出場所及び方法

1) 期 限：平成 2 8 年 3 月 1 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

2) 場 所：上記 (1)

3) 方 法：持参または郵送 (宅急便、書留等、送達確認できるものに限る)

6 . その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無し

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 5 . (1)

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。

(7) 詳細は、上記 5 . (2) の説明書による。